十年一昔（その九）

―坂田池界隈―

その昔、坂田の池を近江の琵琶湖に名ぞらえて、その周辺の観景を選んで坂田八景と称したことがありました。その全部の気憶はありませんが如意（霊通寺）の晩鐘、城山（坂田城趾）の秋月、八代松の夜雨等というものでした。

この八代松というのは匂松（はい松）が転化したもので、日一二六号国道から多古街道を三百メートル程入った左手に数百年を経た老松の幹が地面を匂うように辺りを圧して生い繁る有様は、坂田の池を背景にして、いもいわれぬ観景を呈していたということです。町村合併したばかりの頃はまだその根元が残っていましたが今はすっかり朽ち果てて二代目の松が植っています。道路から眺めますと二階家等が建っていて背景になる坂田の池は見えません。

この二階家もそうですがこの池の端に軒を連ねるのは殆んどが料亭で黄昏ともなれば絃歌の騒めきが池の面に反響して寝ぐらの水鳥や蛙を驚かせています――。

「十年位前だったか、一度坂田池を乾干ししたことがある。ざるの底を抜いたやつで鯉や鮒を掴えたもんだ」

「此処らは路が悪く、少し雨が降続くと坂田池から田圃に流れる水が道路に溢れて困ったっけ」

「わしらの子供の頃だったが八代松の根子のうろの中に蛇がうじゃうじゃ巣をつくっていたのを見たことがある」

「八代松の川向いに甲子様を祭った丘があってよく貝の化石を堀ったもんだ」――

附近の人達はよくそんな話をしてくれます。それだけに八代松を中心とした想い出は多いことでしょう。此処に掲げた三枚の写真を見つめていますと、池の向うに見える坂田城趾の歴史と共に、その周辺に点在する地域にも時代の歴史は次第に新らしい頁を加えつつあることをしみじみと感じさせられます。

写真①は、いまの八代松附近です。ブロック塀の中に二代目の八代（匂）松が見えています。中央の道路は多古街道で、その向うは坂田城趾です。林立する家並、舗装された道路等に町村合併前の面影は全くありません。写真②は、坂田池の乾干し風景です、裸姿の人達が大ぜい入って魚を獲っています。写真③は、いまから約五十年前の八代（匂）松の附近です。右手の方に枝振りもおう勢な八代松が辺りを振う様な姿を見せています、季節は晩秋の頃でしょうか、右手の農家の庭先には蕨嚢が乾してあります。周囲に展開されている田畑、人家も全くまばらです。松の根元を通っているのが多古街道ですから道往く人には池を背景にした八代松の風景が眺められた訳です。

（此の写真は史談会々長押尾喜世治氏所蔵によるものです）

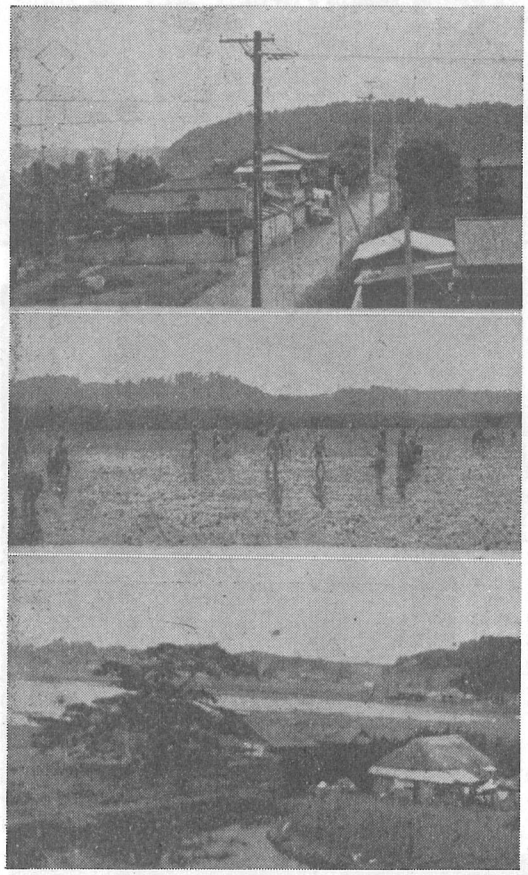

農地法一部改正　十月一日から施行

農地法が大巾に改正され、十月一日より実施されます。主な改正点は次のとおりです。

㈠経営面積の上限制限の緩和

内地の場合に、農地の経営面積（自作、小作、貸付地）を平均三ヘクタールまでという制限がなくなりました。

㈡経営面積の下限を引上げる

旧法では、三十アール以上耕作していないと農地を借りまたは、買うことができなかったが、今改正で買受後の経営面積が五十アール以上あれは許可されることになりました。

㈢創設農地の貸付解除

農地改革で買受けた土地を小作に出すことは禁止され、再買収の適用を受けましたが今後は、売渡を受け十年を経過している場合に貸付てよいことになりました。

㈣小作地を小作人以外の第三者に譲渡することができる

旧法では、小作地を小作人以外の第三者に売ることを禁止していましたが、今改正で次の場合は許可されます。

ア、耕作者が同意したとき

イ、競売、公売の場合

（但し、土地の所有者が変っても賃借権の条件は新らしい所有者にひきつがれますので小作人の耕作権が不安定になるようなことはありません）

㈤農地所有権移転の許可権限の一部が農業委員会に移る

農地の売買贈与等は知事の許可を必要としましたが、十月一日からは、申請人双方が横芝町に居住している場合にのみ町の農業委員会で許可できます。そのほかの場合は県知事の許可を必要とします。

㈥小作地の所有制限の緩和

今までは、不在地主の小作地所有は認められませんでした。今度の改正では離農者に限り在村時までに十年以上所有していた農地について、在村地主と同様に小作地所有が認められることになりました

㈦賃貸借の解約等の制限緩和

ア、双方合意解約の場合でも県知事の許可が必要でしたが今後は必要ありません。

イ、新らしく小作契約をする場合、十年以上の期間を定め小作に出した場合、十年間の耕作権は保証するかわり、十年以上の期間が過ぎた場合、解約が自由に出来るようになりました。

ウ、従前の小作地については、小作料は今までどおりの耕作権の保護が継続されます

㈧小作料統制の緩和

ア、農地法施行時に存在している小作地については、今までどおりの小作料統制が今後十年間継続されます。

イ、今後、新しい小作地の小作料は地主、小作人双方の相談により自主的に決めて良いことになりました。但し、町内の標準的な小作料は、町の農業委員会が設定することになります。詳細については農業委員会事務局にお訪ね下さい。

10月11日から17日まで「行政相談週間」です

行政管理庁では「行政相談制度」をより一層皆様に理解していただくため、全国一せいに「行政相談週間」を実施します。千葉行政監察局ではこの相談週間中の行事として各種の相談所を開設します。また、町でも毎月二十五日を相談日としておりますが、十月は、十六日にも中央公民館で上町の押尾喜世治さんが相談に応じてくれます。